

キャリア

勤労観

高校 大学

総合

学級活動

オトナヘノベル

29分

ブラックバイト ～あなたは 大丈夫?～

(2015年放送)

この番組の良さ



勤務労働条件について考える

賃金未払いや不正な労働条件で学生を働かせるなどの「ブラックバイト」の問題が注目されています。厚生労働省は2016年4月より「ブラックバイトから学生を守る」取り組みを開始しています。

本番組は、ブラックバイトの現状や対応の仕方など、これからバイトを始めようとする人だけでなく、大学などへ進学する人のための事前学習として、幅広く活用できる番組です。

体験に基づいたドラマ仕立ての演出がわかりやすい

実際の経験に基づいた再現ドラマと、専門家や芸人を交えたトークなど、興味をひく番組構成です。再現ドラマでは、アルバイトで不当に扱われている様子がリアルに再現されており、どう喝系タイプや責任感をあおるタイプの店長に対して、タイプに合わせた対処法や、勤務記録など法に基づいた対処の仕方等を身につけることができます。

番組活用のポイント

再現ドラマでの勤務労働条件から考える

番組では、ブラックバイトユニオンの坂倉昇平さんが、再現ドラマで提起される疑問に対して的確なアドバイスをします。法を踏まえたコメントを通して、問題解決の糸口を学ぶことができます。

再現ドラマ内の、労働条件通知書をもっていないことや、シフトの問題、自腹での買い取りなど、勤務労働条件に反すると思われる問題を取り上げ、複数で意見交換したりすると効果的です。意見を共有することで、より身近な課題として捉え、アルバイトでの不当な扱いに屈しない態度や自ら課題を解決しようとする態度等の育成につながる授業が展開できます。

「ブラックバイト」をイメージさせる

アルバイト経験のない者には、「ブラックバイト」がどのようなものなのか、イメージしにくいと考えられます。番組では「10代が陥りやすいブラックなポイント」をはじめ、重要なキーワードや法に基づいた対処法などがわかりやすく示されています。ポイントとなる部分について、テロップでの強調表示やフリップボードを使うなど、気付きを促す仕掛けが満載です。「なぜアルバイトが必要か?」、「ブラックバイトへの対応をどうするか?」など、社会人・職業人としての自立を促す視点から学びを深めることもでき、学習活動の可能性が広がります。

勤務を記録することで身を守る

番組では、不当な扱い等に対応するため、勤務記録を取るよう勧めています。

勤務時間を正確に1分単位で記録すること、仕事の内容や起きたこと、自分がいやな思いをしたことなど、記録の項目等をグループで考えてまとめるのも、有効な対処法を身に付ける上で効果的です。

学習展開例

対象校種：高校

授業時間 50分



大分県立
津久見高等学校
指導教諭 森 浩三

執筆者

不当な扱いから勤務労働条件を考え、ブラックバイトから身を守る

キャリア

時間配分	学習活動	教師の支援
5分	①本時の学習について確認する。 ②「ブラックバイト」について知っていることを発表する。	○本時のねらい(身に付けさせたい力)を踏まえ学習活動を説明する。 ○「ブラックバイト」ということばを知っているか、またそれはどんな内容か、発表させる。 ○気になる点や疑問に思う点など、メモを取るよう指示する。
30分	③番組をまるごと視聴する。 ④気付いたことなどメモを取る。  視聴 TV コンビニでのアルバイトの様子。  アルバイトが原因で、本来学校でやらなければならないことが制限されている状況。	○番組を視聴させる。 ○以下の点に留意させる。 ・何が問題なのか？ ・当事者としてどのような気持ちになるか？ ・不当な扱いに対して、どのような対処が効果的か？
10分	⑤番組での不当な扱いへの対処法を踏まえ、グループで他に「ブラックバイト」から身を守る方法がないか話し合う。 ⑥討議した内容をまとめる。 ⑦数グループがまとめたものを発表する。	○「ブラックバイト」について、番組の対処法を踏まえ、グループで、他に不当な扱いに対して身を守るにはどんな方法があるか、話し合わせる。 ○働く前に店とどのような打ち合わせをすればいいかなど、場合によってグループへ声掛けし、討議の活性化を促す。 ・4、5人のグループ編成をさせる。 ・司会や記録を決めさせるとよい。 ・時間設定し話し合わせ、時間内にまとめさせる。
5分	⑧「ブラックバイト」に遭遇しないように、また実際に不当な扱いを受けた場合の対処の仕方など、ブラックなポイントを踏まえ確認する。	○番組のフリップボード等を再度表示し、本時のポイントを確認させる。  ブラックなポイントをまとめたボード。

コラム

厚生労働省の「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」を活用する

厚生労働省が平成27年11月に『大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果』(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>)を公表しています。労働条件通知書等が交付されていない(58.7%)、労働条件等で何らかのトラブルがあった人(60.5%)など、資料からさまざまな課題が読み取れます。授業資料として活用することで、ブラックバイトの意識が高まり、学びが深まることが期待されます。